

「社会教育における諸課題に対し、その解決方法を探る」  
～アンケート調査結果から読み解く～

## 提 言

平成 23 年 7 月  
第 18 期 東村山市社会教育委員会議

## 目次

### 序

1 課題設定経過及び背景	1
--------------	---

2 本書の構成	1
---------	---

### 第1章 団体への提案

1 日頃の活動を外から眺めてみる	2
------------------	---

2 解決の手法を応用してみる	2
----------------	---

3 団体活動のめざすものを確認する	3
-------------------	---

4 他団体と比べてみる	3
-------------	---

5 団体発足当初の理念を振り返る（原点回帰）	3
------------------------	---

6 人を育てる（人材育成）	4
---------------	---

7 まちを活性化させる（ネットワーク）	7
---------------------	---

### 第2章 行政に対する要望

1 指導者養成講座の復活	8
--------------	---

2 社会教育専門職員の配置	8
---------------	---

3 活動施設の拡充	9
-----------	---

4 広報活動の充実	10
-----------	----

### 第3章 今後の研究テーマ（提案）

用語解説	12
------	----

アンケート様式	13
---------	----

アンケート調査にご協力をいただいた団体	16
---------------------	----

審議経過	19
------	----

委員名簿	21
------	----

## 序

### 1 課題設定経過及び背景

今期社会教育委員会議（以下「会議」という。）では、社会教育関係団体（以下「団体」という。）が活動を行う際に直面する課題を解決するためのヒントを提案しようと考え、それを今期のテーマとして決定した。

そこで、課題解決のために、団体が直面している課題としてどのようなものがあるのか、その実態を把握することが前提となるため、市内で活動している団体を抽出してアンケート調査を行うこととした。対象団体の選定にあたっては、「東村山市第4次総合計画」策定を担当する行政経営課、及び教育委員会各所管とのヒアリングの際に提供された各種資料から無作為に111団体を選び、平成22年6月20日付で照会を行った。その結果、回答のあった団体数は59、回収率は53%であった（アンケートの形式及び質問事項についての詳細は巻末のとおりである）。回答をいただいた団体に対し、この場を借りてお礼を申し上げたい。

### 2 本書の構成

回答から得られた諸課題に対して、会議として以下提案を行うわけであるが、課題解決のためには、団体自体の内部努力もさることながら、団体の活動を支援していく行政の力も必要である。このことから、提言の構成は、「第1章 団体への提案」と「第2章 行政に対する要望」とした。また、テーマ設定について、この他に、各委員から様々な意見が出されたが、提言を今任期中に取りまとめるには課題が大きく、また時間を要する等の理由で取り上げられなかったものもあった。しかしながら、社会教育委員の職務の一つとして研究調査が掲げられており（社会教育法第17条第1項第3号）、いずれ取り組まなければならない重要な課題であり、今後の研究テーマ(提案)として参考までに第3章に記すこととした。

## 第1章 団体への提案

### 1 日頃の活動を外から眺めてみる

各種団体が日々の活動を行うにあたり、組織を運営する人々にとっては、長い団体運営のなかで蓄積された経験や体験がその基礎にある。一方では、大過なくこれまで組織・事業運営を継続してくれば、これで満足との思いから、ともすると内部改善に向けた取組みが消極的となり、事業のマンネリ化を招くことにもなる。しかしながら、社会の変化、とりわけ地縁組織の衰退や人間関係の希薄化、核家族の増加、高齢化社会の一層の進行、更には情報化の進展や社会意識の変化等により、団体活動を運営していく中で、いままでの手法では解決できないような課題に直面することが多々ある。今回のアンケートからは、そうしたいくつかの項目についての課題が見られた。団体役員とすればこうした課題を解決すべく様々な努力を重ねていることはうかがえるが、改めて、外から自分たちの活動を注視することにより、発生する課題解決の糸口が見つけられるのではないだろうか。

団体としては、特に役職の立場にある人々においては、このことを十分に理解しているであろうが、改めて外部から自分たちの活動を客観視してみるとともに、外部意見にも耳を傾け積極的に努力してみるのも、課題を解決し、事業を活性化させるための一つの要因となるのではないだろうか。事業が停滞しているようであれば、新たな切り口でそうした活動を見直してみることも大事な視点である。

### 2 解決の手法を応用してみる

今回アンケートに回答をいただいた団体の活動内容は多種多様であり、課題解決の仕方がすべての団体に一様に当てはまるとはいえない。団体によっては、技能向上を目的とするような趣味の団体もあり、一律に適用可能というわけではない。ただ、以下の提案がそれぞれの団体活動目的達成のためのひとつの契機となるよう、団体なりに考えてみるのも有効と思われる。

### 3 団体活動のめざすものを確認する

団体により目的は個々に異なるが、大きなくくり方をすると、それぞれの活動を通じて「わがまちを魅力あるものにしていこう」という思いは一緒であろう。中でも、行政と深いかわりあいを持つ団体については、その手法に「行政との協働」ということを採りいれている場合が多い。行政もこうした団体に対しては財政的に援助していることもあり、団体活動の成果が地域や行政に還元されることを大いに期待しているところでもある。

### 4 他団体と比べてみる

他団体の成功事例をどのように自分たちの団体活動に取り込み、活用させていくかも大切な視点である。また、目標をあまり高く設定するのではなく、無理のない運営をしていくことが団体を継続していくためのひとつの方策と考えることもできよう。こうした団体に携わっている人々の生の声をつぶさに聴く機会も必要なことであると思われる。

### 5 団体発足当初の理念を振り返る（原点回帰）

#### (1) 団体の理念を確かめつつ活動のあり方を再確認する

団体の結成時にはひとつの理念・結成趣旨・目的があったはずである。とりわけ結成当時の社会情勢や人々の意識、あるいは行政の目指す地域社会のありかた・まちづくりの方針等、こうした社会背景の上に団体の活動があったのではないだろうか。

たとえば、青少年関係団体を例に挙げると、戦後混乱期の青少年に対する健全育成に係る団体は連絡協議会的な性格が強かった。すなわち、青少年を見守り、育てようと各種団体が参集し、情報交換を中心とした連絡協議会的な意味合いであった。それが時代の経過とともに、事業活動を行うことで青少年育成活動の一端を広く住民に呼びかける手法が一般化してきた傾向が見られる。ここで「原点回帰」、すなわち団体発足当初の設立理念に立ち返る事も必要である。情報交換をしあい、方策を探る中で、「当初団体の目指すものは何であったのか、そして現在の目的は何であるのか」ということを会員相互に確かめあうこと

が大事である。ともすると事業を中心とした活動に力点をおくあまり、活動の足元を改めて見直す余裕がなくなってしまったように思える。行事を行うことも団体活動活性化のためには大事な要素の一つではあるが調整機能も考慮しなければならない。

社会情勢の変化、時代の流れに伴い、組織に携わる人々に対しても、発想の転換が求められてきたことから、団体の理念も変化してきている状況がある。現場の人々、組織に携わる人々の意識は絶えず変化してきているが、原点については変化するものと、変化してはいけないものを知った上での活動のあり方を再確認したい。

## **(2) 発足当初の意味あいを振り返りながら事業運営を行う**

時代の変化に対応しながらも、「発足当初の意味合いは何であったのかを、もう一度考えてみませんか」といった、会員相互の呼びかけが必要である。あたりまえのことがあたりまえに推移して気が付かないことが間々あることを振り返りながら事業運営を行うことが肝要ではないだろうか。

## **6 人を育てる（人材育成）**

### **(1) 役員の交代について**

団体における役員等人事の停滞が課題となることがある。とりわけ、世代交代の難しさがアンケートから多く読み取れた。長年役員を務めていればノウハウは蓄積され、人脈も広がり、団体内外での信頼度も増す（頼りになる存在）ではあろう。一方では、他の連絡組織や協議会などにおける構成員として、充て職という立場から複数の役員を兼務することにもなる。その結果、多忙な業務が個人にとって大きな負担となり、会員からすると、「あれほど多忙であるなら役員を引き受けることを遠慮しよう」といった消極的姿勢になることが心配される。そこで、団体会員それぞれが役職を経験することで、新しい発想が生まれたり、新規事業の開拓が図られたりすることも期待される。役員の交代を目指すためには、団体の性格にもよるであろうが、たとえば役員の任期は2年を原則とし、再任を妨げ

ないとしても「再任は1回までとする」などとしておけば最長でも4年となり、人事の停滞を防げるのではないだろうか。もちろんこれと平行して次に続く人材育成のための諸研修や普段からの情報の共有、業務の継承は欠かせない。こうすることで次の役員候補者は心の準備をするであろうし、役員が交代することで団体の新陳代謝が図られるのではないだろうか。役職を終えられた方々については、後進の育成や、団体の運営を側面から指導・助言を行うという新たな役割を担うことにより更なる円滑な事業運営が期待される。

## (2) 若い世代の育成について

あまり抑制的に考えるのではなく、広い心で幅広く、若い人たちの意見を聴く機会を設けることが若い力を発揮させる条件のひとつである。この時代、価値観の多様化ということが明らかなのであるから、それに対して周囲の大人も若い世代の意見を受け入れる姿勢を持つことが必要である。どのような組織であれ、そこは多種多様な考えの人々の集合体であるから、柔軟な思考力と、強い精神力をもって事にあたることが求められ、特に若い世代を育てるときには大切な視点である。若者たちに指導力をつけさせるための、いろいろな試みも大切である。変化の激しい時代にあって、現在通用している価値観など年を重ねると現実合わなくなってしまうことも懸念される。若い世代の人々が、20年30年前の古い体質に納得いかず、前の世代の人々と議論することが間々ある。そこで大事なのは若い人たちの気持ちを真摯に受け止める、柔軟性のある姿勢が大人の側に求められることである。平成15年に策定された「輝け！東村山っ子育成計画<sup>注1</sup>」の中で『行事の企画段階から子どもたちも参画し、大人たちと子どもたちが一緒に取り組む形態を創出することが大切』という提示がなされている。

ひとつの事業運営を任せられて、失敗しながらも得られた達成感、「よかった」という満足感を若いうちに体験することで、大人は次の若い世代に事業運営を託し、組織も対外

的な広がりを見せていく。大人が企画して「子どもたちは参加だけ」のような事業が多い中で、たとえば、青少年対策地区委員会では、若いリーダーが企画して事業運営が行えるようになってきている地区もある。これに倣い、他の分野、特に健全育成分野においては、中学生・高校生に企画段階から参加させることで世代交代を試みようとしている傾向が見られるようになってきたことがアンケートから読み取れる。

その若者たちが、「自分たちがこの活動を次の世代につないでいこう」ということに気付き、経験を積み重ねてくれば自然と次の若者への継承ができるのではないか。会員相互に多忙感があったり、先々への不安感から、ついつい大人のほうが口出し・手出しをしてしまう傾向が見られる。現状打開のために、事業の計画段階からの若者の参画は是非推進して欲しい。更に、イベントの実施に関しては、次に自分たちがそのノウハウを継承していこうという意欲を喚起する必要がある。そのためには、「～養成講座」などでの講義等を受けて次のステップを考え、諸グループを作って学校や地域に出向いて事業体験を継承していこうという姿勢、つまり意欲涵養の仕掛け作りも重要となる。

### (3) 人材集結について

団体活動を活性化させるためには、まちや団体の存在を住民に対してアピールする必要がある。団体の存在や、活動内容についてもっと PR すれば関心を持つ人も増えてくるのではないだろうか。うどんのまち、歴史のある東村山等々、まちの財産について、生活の基盤が昔からここにある人は知っているが転入者はあまり知らないことが多い。団体の活動内容を様々な広報手段で知らせていくことが大切であり、広報をすることで、人材が発掘され、協力してくれる人も増えてくるのではないだろうか。外からの人材を招き入れることで団体が活性化する。そして団体が付加価値を増して発展することが期待される。



## 7 まちを活性化させる（ネットワーク）

### (1) 地域コミュニティ形成のために

各種公共施設で活動を行っている団体に対しては、その成果を地域に生かしてほしい、まちの活性化のために地域に還元してほしいという思いが行政にはある。公共施設で活動し、そこで力を培った団体が、そのまま自主グループで終わってしまうのではなく、輪を広げて地域コミュニティ形成のために尽力してほしいという願いがある。「趣味の団体」は、技術能力向上を目的としていることもあり、社会貢献としての役割を求めるのは難しいと思う。しかしながら、小中学校の土曜講座や、住民文化祭での発表の場を通して活動を外に発信することで、関心のある住民の新しい層を呼び込んだり、新技法が紹介されることも期待できる。さらに、このことで内部の活性化にもつながり、やがては外向きのエネルギーともなってまちのコミュニティ作りの機縁となるのではないだろうか。

### (2) 各団体が手を携え外向きのエネルギーへ変換

団体自らが変わっていく力を生んでいくのが社会教育である。活動地域や分野は異なるが、お互いに連携し、社会教育事業の一端を担う意識、同じ土俵の上に立って活動を展開することが必要である。個々の団体が独立して活動するだけではなく、それぞれの団体が内向きのエネルギーを外向きのエネルギーへと変換させるような意識の変革が大事である。

### (3) まちの活性化につながる行政とのつながり

社会教育は社会教育関係団体だけでは完結するものではなく、団体の諸活動をまちの活性化につなげていくためにも行政とのつながりが大事である。安全安心な街づくりを団体だけに依存するのではなく、行政機関との連携も無ければまちの活性化にはつながらない。行政にあっても社会教育のめざすものを提示していく努力が大切である。物としての財産も大事だが、人と人のつながりも東村山市の財産ということを、胸を張って言えるようになれば社会教育の大きな成果となる。

## 第2章 行政に対する要望

### 1 指導者養成講座の復活

団塊の世代が多数定年を迎えて、職場から地域に帰ってきている。中には地域で活動しようと思ってもその入り口がわからない人々がいることも考えられる。定年を迎えた人々が、人生の再出発を「地域デビュー」という形で実現しようという場合の公的な手助けが必要である。以前は、こうした要望を補完する意味で社会教育課主催の「指導者養成講座」があった。この講座は、地域で活動する際の、様々な技術習得とメンタル面での学習を行う際の大変役立つ講座として位置付けられていたのであるが、参加人数の減少と予算上の問題から廃止となってしまった。こうした講座を復活させることで地域の後継者を育成するという仕組みが機能し、ここで学んだ人々が地域に帰ることで、行政が期待する「習得したものを地域社会に還元させよう」という思いにもつながっていけるのではないだろうか。レクリエーション技術はもとより、子どもとのかかわり方を体験したり、地域のリーダーになるための心得を学んだりするための格好の講座である。

教育力の向上という言葉をよく耳にすることがあるが、世の中全体の教育力を向上させていくためには社会教育力が向上していかなければならない。そこを行政として十分認識し、推進していくことが大事である。現在、わがまちの社会教育がどのような状況になっているのか、絶えず検証を行っていく必要がある。こうした研修会や講習会を是非復活させることで一人ひとりが社会教育の力をつけ、東村山市の教育力向上に大いに役立つことを期待するものである。

### 2 社会教育専門職員の配置

社会教育を推進していくためには、専門的な人材、たとえば「社会教育主事」のような職員を配置することが必要である。現代風にいえば社会教育のコーディネーターである。団体にとっては、時代の変遷により団体の活動も広域化・多様化している状況の中、こうした職員の

専門的な指導・助言を期待するところである。かつては、そういった専門職員が社会教育活動の様々な分野で助言し、指導を行ってきたところであるが、現在教育委員会の中には配置されていない。当初配属されていた職員も、長期間その部署で社会教育に従事するわけではなく、しばらくすると他の部署へ異動してしまうのが現状である。また、社会教育課に配属された職員が社会教育主事<sup>注2</sup>の資格を取得しても任用発令されることなく、やはり別の部署へ異動してしまう状況がある。

東村山市図書館設置条例では、「図書館の館長は、図書館法第4条に規定する司書の資格を有する者とする。」と規定している。このことに倣い、社会教育関係部署においても、専門的見地から諸団体の活動をみつめ、適切な指導助言ができる専門職員の継続的な配置を強く望むものである。

### 3 活動施設の拡充

公民館のような社会教育施設を使用して団体活動を行う際には、商業活動を行ってはいけないなど、活動の目的に利用する上での制約がある。しかしながら、一方では地域にある施設は地域住民にとって身近な公共施設として住民の利便性に応えなくてはならないという役割もある。事実公民館の地区館では地域サービスとして税や民生部門の業務も行っている現状がある。地域の教育施設として住民が求める機能と社会教育法の利用上の規定とが実態にあっていない状況がある。公民館としての本来の役割を果たしつつも、住民の要望に応えるサービスも考えなければならないことから、施設の活用について、施設のもつ本来の役割に加え、住民ニーズに応える公共施設として幅広い解釈のもと運用されてきている。公民館の本来の機能を議論しないで今日までできてしまったのではないだろうか。

公民館が、単なる「やかた」としての存在、いわゆる「貸し館施設」ではなく、本来の「教育施設」としての役割を再認識し、活用を図る必要がある。

他市では複合施設がある（市内でも市民センターや市民ステーション「サンパルネ」はあ

るが)。かつては文化的な活動場所は公民館が中心であったが、利用者からすると公民館よりも複合施設のほうが魅力的であり、公民館に代わる施設としてなお一層の拡充が求められ、コミュニティ施設を地域に散在させるなど工夫が必要である。アンケートの中でも団体の主な活動場所が学校施設という状況があるが、活動場所としては使い勝手が必ずしも十分であるとはいえず、団体の活動目的に沿った機能的な施設が求められる。最近では「ふれあいセンター<sup>注2</sup>」は利用者から比較的人気があり、今後、団体の活動実態に見合った施設作りが望まれるところである。

#### 4 広報活動の充実

団体の行事案内や会員募集については、主に団体のチラシ等が中心である。しかしながら、チラシ作成には多大な経費がかかり、配布地域も限られた範囲となり、期待するほどの効果が得られないのが悩みである。また、団体活動のお知らせについても、住民は公民館等の施設に足を運ばなければ情報を得られないこともある。

そこで、市が主催する様々な社会教育事業を活性化するための方策の1つとして、市広報紙の充実が望まれる。もとより教育委員会では、学校教育関連記事を中心とした「きょういく 東村山」を年2回発行（平成6年発行当初は年3回、平成7年から年4回となり、平成21年からは年2回）している。ここでは、教育目標をはじめとして、各小中学校の経営方針、学校教育活動等についてその詳細が記載されており、すでに学窓を離れた住民にとっては、学校の内外の様子、とりわけ児童生徒の教育活動を見聞きすることのできる数少ない学校教育情報誌として大変有益である。

一方、教育の一翼を担う社会教育活動の情報がもっと身近に得られるような情報媒体への配慮も必要と感じる。既存の教育広報誌である「きょういく 東村山」に対して、社会教育活動の報告や、各種事業案内、団体活動の開催予定等、コミュニティ活動を支援する役割を今以上に担ってほしいとの思いはあるが、当該情報誌の本来の発行目的（教育委員会広報であること、

学校教育は新しい課題に直面しており、心豊かな生活に向けての生涯学習が必要となってきたこと、『心のかげはし』としての役割を担うこと【渡邊教育長（当時）発刊あいさつ文より】を考えると過大な要望とも思える。

そこで、社会教育関係団体主催の事業案内や会員募集等、住民の発信する情報を中心とした、社会教育専門広報紙の発刊（月刊誌）を提案したい。教育委員会主催の各種行事案内はもとより、時宜に応じ適切な時期に適切な内容の記事を掲載発信することで団体活動の活性化が図られ、合わせてコミュニティ形成の機縁となるものと期待される。

市のホームページが新しくなり、読みやすくなってきたが、IT機器が浸透することによる情報格差も近年話題になっていることもあり、電子媒体と紙媒体の相互の利点を推進し、弱点を補完しながらの広報活動を充実させていくべきであると考えます。

### 第3章 今後の研究テーマ(提案)

今期会議では表記の提言を行ったわけであるが、会議の中で、十分な議論を尽くせなかった課題がいくつかあったので列挙する。こうした課題は取り扱う領域が広く、今期会議だけの協議の中では意を尽くせないものもあり、次期以降の本会議の中でのテーマ選択肢のひとつとして参考までに挙げたものである。

- 1 社会教育フォーラムの開催
- 2 社会教育推進計画の作成
- 3 社会教育施設の役割及び管理・運営のあり方

## 用語解説

### ※注1 輝け！東村山っ子育成計画

平成15年5月、東村山市 「いのちとこころの教育」推進のために作成された計画。

### ※注2 社会教育主事

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず置かれる職員（社会教育法第9条の2第1項）。職務については「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。」（同法第9条の3第1項）とされている。社会教育主事は資格を有し、かつ都道府県及び市町村の教育委員会に社会教育主事として任用されてはじめて称することができる任用資格である。

### ※注3 ふれあいセンター

住民の地域的なコミュニティの醸成及び福祉の向上を図るための施設。指定管理者が管理運営を行う。市内に5箇所設置（多摩湖町、恩多町、栄町、久米川町、秋津町）。営利を目的とする場合等利用に際し制約がある。集会室・和室、施設によっては調理室を備えたものもある。使用は有料。

資料

平成 22 年 6 月 20 日

各 位

東村山市社会教育委員会議

議長 吉井 四郎

### アンケート調査協力をお願い

東村山市社会教育委員会議では、第 18 期における研究内容について協議を重ねております。協議に先立ち、今期では、教育関連、とりわけ社会教育行政における公共施設並びに諸事業について、その内容と抱える課題、将来計画等についてヒアリングを行いました。そこではいくつかの課題について所見を得ましたが、さらに社会教育関連事業につきましても、各種団体から同様な情報を得る必要があるとの考えから、このたび別紙のようなアンケート調査を実施することとなりました。

つきましては、大変お忙しいことと存じますが下記要領に従いアンケート調査にご協力をお願いいたします。いただきました回答と、先の行政機関でのヒアリング内容を勘案し、課題整理、協議の後、平成 23 年の 7 月頃には当委員会の報告書としてまとめる予定です。

なお、お寄せいただきました回答情報につきましては、本委員会の目的以外には使用せず、また個人情報にかかわる記述につきましても、関連法規にのっとり保護遵守することといたします。

### 記

- 1 件 名 社会教育事業実態調査アンケート
- 2 質問内容 別紙のとおり
- 3 回答期限 平成 22 年 7 月 16 日 (金)
- 4 回答送付先 東村山市教育委員会社会教育課  
下記いずれかの方法でお願いします。  
持参・郵送 東村山市本町 1 丁目 2 番地 3  
FAX 042-397-5431  
Eメール syakaikyoiku@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp
- 5 問合せ 東村山市教育委員会社会教育課 電話 042-393-5111(内線 3513)

以上

※社会教育委員会とは、社会教育法及び東村山市社会教員委員に関する条例に基づいて設置され、社会教育全般にわたる諸計画を立案し、教育委員会の諮問に応じて意見を述べ、こうした職務を行うために必要な研究調査を行う。必要があれば教育委員会に対して提言等を行う行政委員会です。教育委員会から委嘱された10人の委員で構成され、2年間の任期（平成21年8月から平成23年7月まで）で毎月1回の定例会と各種研修会を行っております。

### 社会教育事業実態調査

団体名（ ）

#### 1 貴団体の事業内容について簡単にご紹介ください。

- (実施時期（ ）)
- (2) 実施目的（ ）
- (3) 対象年齢層・男女別など（ ）
- (4) 参加人数

#### 2 所要経費について

- (1) 収入は何に依存していますか（該当する項目を○で囲んでください。複数回答可）  
会費・寄付・バザーなどの売上金・市などからの補助金

その他（ ）

- (2) 支出の中で大きな部分を占めているものは何ですか（該当する項目を○で囲んでください。複数回答可）

人件費・消耗品・印刷代・使用料

その他（ ）

#### 3 事業のお知らせはどのような方法で行っていますか（該当する項目を○で囲んでください。複数回答可）。

口コミ・ウェブサイト・ちらしの配布・学校を通じて・新聞テレビなどのマスコミ・「びあ」などの情報誌

その他（ ）

#### 4 事業運営に係る役員（スタッフ）はどのように確保していますか。

（ ）

#### 5 事業はどのような場所で実施していますか。（該当する項目を○で囲んでください。複数回答可）。

公共施設（学校関係《運動場・校舎・体育館など》・公民館・歴史館・公園）

その他（ ）



6 現在抱えている課題は何ですか。(該当する項目を○で囲んでください。複数回答可)。

特になし・

人材不足(役員・指導者・後継者)・財源不足・集客人数・会場確保・事業周知方法

その他 ( )

7 現在の事業が今にいたった経過などわかる範囲でお願いします。

( )

8 事業運営にあたって今後めざすものは何ですか。

( )

9 その他、本委員会及び社会教育行政に望むものがあればご記入ください。

( )

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

**社会教育実態調査（回答期間：7月1日～7月16日）**

アンケート調査にご協力をいただいた団体

(1) P T A関係（14 団体）

化成小学校P T A	回田小学校P T A
大岱小学校P T A	秋津小学校P T A
八坂小学校P T A	南台小学校P T A
久米川小学校P T A	秋津東小学校P T A
東村山第一中学校P T A	東村山第二中学校P T A
東村山第四中学校P T A	東村山第五中学校父母と教師の会
東村山第六中学校P T A	東村山市立小中学校P T A 連合協議会

(2) 青少年対策地区委員会(4 団体)

青少年対策第二地区委員会	青少年対策第五地区委員会
青少年対策第六地区委員会	青少年対策地区連絡協議会

(3) 学校施設コミュニティ開放推進委員会（6 団体）

八坂小学校	萩山小学校
野火止小学校	東村山第五中学校
東村山第六中学校	東村山第七中学校

(4) 土曜開放推進団体 (9 団体)

化成小学校土曜開放実行委員会	回田土曜子ども講座実行委員会
秋津小学校土曜講座実行委員会	八坂小学校「わくわくサタデー」実行委員会
久米川小学校土曜ふれあいタイム実行委員会	四中ホリデーネットワーク協議会
東村山第五中学校土曜開放実行委員会	東村山第六中学校土曜開放実行委員会
東村山第七中学校土曜開放推進実行委員会	

(5) スポーツ関係(8 団体)

久米川町体力づくり推進委員会	青葉町体力づくり推進委員会
恩多町体力づくり推進委員会	萩山町体力づくり推進委員会
富士見町体力づくり推進委員会	美住町体力づくり推進委員会
諏訪町体力づくり推進委員会	東村山市体育協会

(6) 図書館関連団体(8 団体)

東村山製本研究会	東村山朗読研究会
東村山布の絵本企画室	東村山市文庫・サークル連絡会 (平成23年3月8日をもって解散)
くめがわ電車図書館	富士見図書館友の会
おはなしグループ 「トックのかご」	紙芝居サークル「原っぱ」

(7) 自治会(6 団体)

回田上自治会	美友自治会
文化村自治会	諏訪町三丁目自治会
下堀自治会	久米川町三丁目自治会

(8) その他の団体 (4 団体)

東村山市緑を守る市民協議会	東村山市合唱連盟
NPO空堀川に清流を取り戻す会	放課後子ども教室

## 審議経過

回数	定例会開催日	協議内容
1	平成 21 年 8 月 24 日	委嘱状交付 委員自己紹介 議長・副議長選出
2	平成 21 年 9 月 25 日	第 18 期社会教育委員会議研究テーマの設定方法について
3	平成 21 年 10 月 16 日	本市の社会教育行政について ○第 4 次総合計画の概要について ○社会教育課の現状と課題について
4	平成 21 年 11 月 12 日	本市の社会教育行政について ○公民館の現状と課題について ○ふるさと歴史館の現状と課題について
5	平成 21 年 12 月 15 日	本市の社会教育行政について ○市民スポーツ課の現状と課題について ○図書館の現状と課題について
6	平成 22 年 1 月 18 日	第 18 期社会教育委員会議研究テーマの検討
7	平成 22 年 2 月 22 日	本市の社会教育関連事業の現状と調査方法について
8	平成 22 年 3 月 23 日	本市の社会教育関連事業実態調査項目の検討
9	平成 22 年 4 月 22 日	本市の社会教育関連事業実態調査対象団体の検討
10	平成 22 年 5 月 18 日	本市の社会教育関連事業実態調査アンケート文の検討
11	平成 22 年 6 月 25 日	本市の社会教育関連事業実態調査アンケート文最終校正
12	平成 22 年 7 月 23 日	本市の社会教育関連事業実態調査の結果について
13	平成 22 年 8 月 26 日	第 18 期社会教育委員会議研究テーマの決定
14	平成 22 年 9 月 10 日	第 18 期社会教育委員会議研究テーマ提言書の骨子について
15	平成 22 年 10 月 22 日	第 18 期社会教育委員会議研究テーマ提言書の各項目について
16	平成 22 年 11 月 25 日	平成 23 年度社会教育団体への補助金について 第 18 期社会教育委員会議研究テーマ提言書の各項目について
17	平成 22 年 12 月 14 日	第 18 期社会教育委員会議研究テーマ提言書の掲載資料について

18	平成23年 1月25日	第18期社会教育委員会議研究テーマ提言書の内容について (社会教育施設について)
19	平成23年 2月18日	第18期社会教育委員会議研究テーマ提言書の内容について (広報活動について)
20	平成23年 4月21日	第18期社会教育委員会議研究テーマ提言書の第1次校正
21	平成23年 5月26日	第18期社会教育委員会議研究テーマ提言書の第2次校正
22	平成23年 6月16日	第18期社会教育委員会議研究テーマ提言書の最終校正
23	平成23年 7月15日	提言

第18期 東村山市社会教育委員名簿

役 職	氏 名
議 長	吉 井 四 郎
副 議 長	土 田 士 朗
委 員	神 谷 政 俊
委 員	小 林 一 朗 (平成22年5月10日から)
委 員	小 山 栄 子
委 員	桑 原 純
委 員	島 崎 喜 美 子
委 員	當 間 昭 治
委 員	橋 本 光 生 (平成21年8月1日から平成22年3月31日まで)
委 員	森 芳 枝
委 員	吉 満 洋 子

任期 平成21年8月1日～平成23年7月31日

「社会教育における諸課題に対し、その解決方法を探る」  
～アンケート調査結果から読み解く～

提 言

平成23年7月

編 集 第18期東村山市社会教育委員会議  
発 行 東京都東村山市教育委員会教育部社会教育課  
(東村山市社会教育委員会議事務局)  
住所 〒189-8501 東村山市本町1丁目2番地3  
電話 042(393)5111 (代表)  
E-mail : syakaikyoiku@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp  
印 刷 庁内印刷